

令和7年度 重要事項説明書

社会福祉法人 千種会

打出保育所

目次

1 事業の運営主体	1
2 保育所の概要	1
3 設備の概要	2
4 保育所での保育について	3
5 職員体制	4
6 保育を提供する日	4
7 保育を提供する時間	4
8 利用料金	5
9 支払方法	6
10 1日の過ごし方	7
11 給食等について	7
12 保護者に用意していただくもの	8
13 登所、降所について	9
14 保育所と保護者との連携について	10
15 健康診断、健康管理について	11, 12
16 感染対策について	13, 14
17 嘱託医	14
18 インクルーシブ教育、保育について	15
19 地域交流、子育て支援について	15
20 保育の自己評価について	15
21 実習生の受け入れについて	15
22 トライやるウイークの受け入れについて	15
23 非常災害時の対策	15～19
24 賠償責任保険の加入状況	20
25 虐待防止のための措置	20
26 個人情報の保護について	20
27 関係機関との連携	20
28 ビデオと写真の取り扱いについて	20
29 苦情相談窓口	21
30 その他のお願い	21

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1, 事業の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 千種会		
事業者の所在地	神戸市東灘区北青木1丁目 1-3		
電話番号 ・ FAX	TEL 078-431-0001	FAX 078-431-2000	
代表者氏名	理事長 岸本 多佳子		

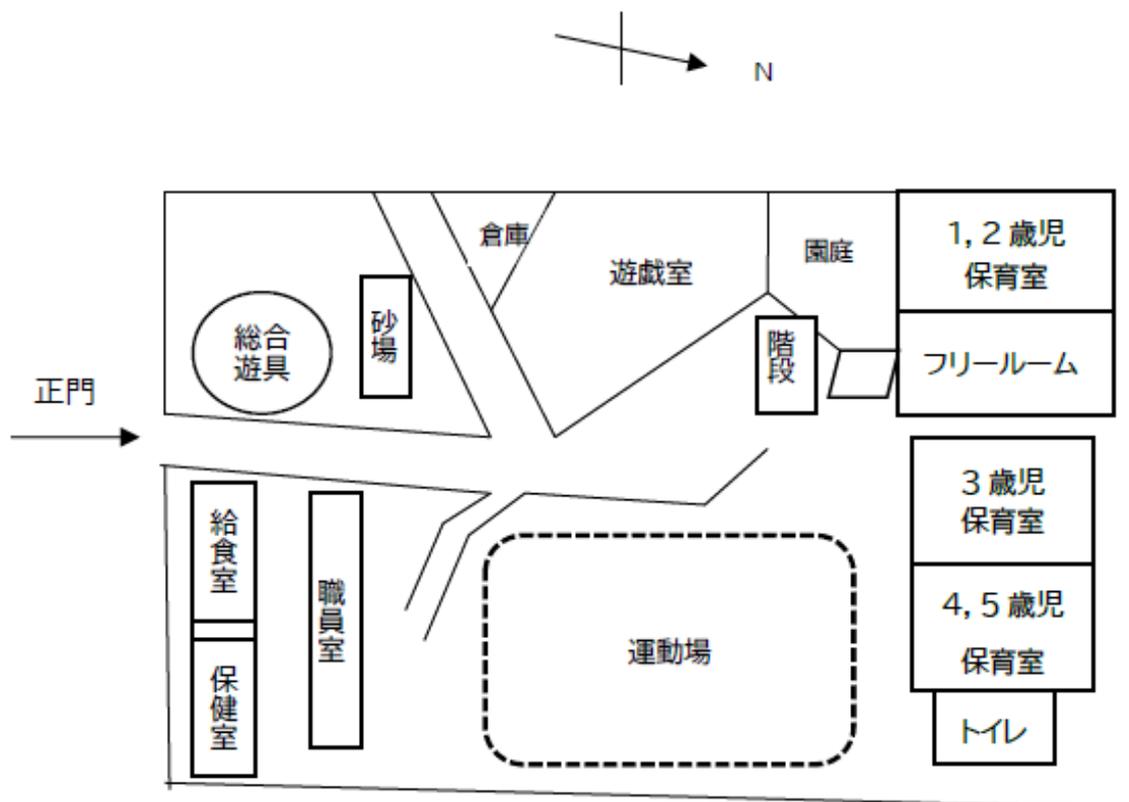
2, 保育所の概要

種別	保育所					
名称	社会福祉法人 千種会 打出保育所					
住所	令和7年度 芦屋市川西町 11-10 (旧精道こども園) 令和8年度 芦屋市宮川町4番10号 (仮称・打出こども園)					
電話番号 ・ FAX	TEL 0797-22-5725			FAX 0797-26-6026		
ホームページ	https://www.uchide-hoikusho.jp/					
所長氏名	佐々木 ひろえ					
開設年月日	令和4年4月1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		10人	10人	13人	13人	13人
取扱保育事業	通常保育、延長保育、インクルーシブ教育保育、 園庭開放、病児保育(体調不良児対応型)					
事業所番号	2820651000142					

3, 設備概要

敷地面積		1989.0 m ²			
園舎	構造等	鉄筋コンクリート造 2階建て			
	延床面積	922.66 m ²			
設備の数 と面積	1,2歳児 保育室	1室	34.40 m ²		
	フリールーム	1室	34.40 m ²		
	3歳児 保育室	1室	33.90 m ²		
	4,5歳児 保育室	1室	53.00 m ²		
その他の設備		調理室、保健室、事務室、園庭等			

敷地平面図



5, 職員体制

所長	1人 (常勤 :1人)
主任	1人 (常勤 :1人)
保育士	7人 必要保育士:7人 (常勤 :6人、非常勤 :1人)
栄養士・調理員	7人 (栄養士 :1人、調理士 :1人、調理補助 :1人、派遣 :4人)
保健師又は看護師	1人 (非常勤 :1人)
事務員	1人 (非常勤 :1人)
雑務員	4人 (非常勤保育補助 :1人、派遣 :3人)

6, 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日まで
休所日	日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

7, 保育を提供する時間

(1)開所時間

月曜日から金曜日まで	7:00~18:00 (18:00~19:00は延長保育を実施)
土曜日	7:00~18:00 (ただし、保育を必要とする子どもがいない場合は、13:30以降、随時閉所します。)

(2)保育標準時間認定に関する保育時間(最大11時間)

※保護者が就労・就学(1日6時間以上)妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある方等が該当する区分

通常保育	7:00~18:00 (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、決定されます。)
延長保育	18:00~19:00(月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤務証明書等の提出が必要です。また、土曜日の延長保育はありません。)

(3)保育短時間認定に関する保育時間(最大8時間)

通常保育	8:30~16:30 (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、決定されます。)
延長保育	朝:7:00~8:30 夕:16:30~18:00 夜:18:00~19:00 (月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤務証明書等の提出が必要です。また、土曜日は、18:00~19:00の延長保育はありません。)

8, 利用料金

保 育 料	支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。詳細は芦屋市「保育所・認定こども園のしおり P.19」をご参照ください。
延 長 保 育 料	基本料金:月額 2,000 円 (月に1度も利用しない場合でも必要となります。) 利用料金:1回 200 円 (保育短時間の方については、朝・夕の延長保育のみ利用した場合、同一階層における保育標準時間認定の保育料と保育短時間認定の保育料の差額が上限となります) 毎月末で精算し、翌月、芦屋市が徴収します。 詳細は芦屋市「保育所・認定こども園のしおり P.13」をご参照ください。
実 費 負 担	下記「保育所における実費負担について」をご確認ください。

<保育所における実費負担について>

(1)実費負担(内容・負担額については下表を予定しております(変更となる場合があります。))

(単位:円)

	物 品 関 係				給食関係
	入所・進級時		随時		
	内容	金額	内容	金額	
1歳児	スポーツ保険※3	315	おむつ処理代(月)	200	
	帽子※1	2,970			
	計	3,285	計	200	
2歳児	スポーツ保険※3	315	おむつ処理代(月)	200	
	帽子※1	2,970			
	連絡ノート	90			
	計	3,375	計	200	
3歳児	スポーツ保険※3	315			5,300※2
	帽子※1	2,970	連絡ノート	90	
	計	3,285	計	90	
4歳児	スポーツ保険※3	315	行事費(バス交通費・随時)※4	3,900	5,300※2
	帽子※1	1,080	連絡ノート	90	
	教具類※1 (自由画帳、クレヨン、色鉛筆)	1,950			
	計	3,345	計	3,990	
5歳児	スポーツ保険※3	315	行事費(バス交通費・随時)※4	3,900	5,300※2
	帽子※1	1,080	連絡ノート	90	
	シール帳面	590	アルバム代	8,000	
	教具類※1 (自由画帳、クレヨン、色鉛筆)	1,950			
	計	3,935	計	11,990	

※1 帽子・教具類……入所又は進級時に購入(購入後破損・消耗した場合購入要)
布団リースをご希望の方(550 円/月)

※2 給食費内訳……主食費(800 円)副食費(4500 円)

※3 スポーツ保険……保育所は入所と同時に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育所の管理下における負傷、疾病に対して医療保険各法に基づく診療の初診から治癒までに要した医療総額が 5,000 円(保険点数 500 点)以上のものについて、医療費総額の 4 割相当額の給付が受けられます。また、給付を受ける場合は、芦屋市の福祉医療制度助成制度(乳幼児医療、こども医療、母子家庭等医療及び障がい者医療)は適用されませんので、受給者証を使用せず、保険負担診療(2 割)で精算してください。給付金は申請し受理されてから 3~4 カ月後に給付されます。

※4 行事費……バスの運賃や子どもの人数によって料金等に変更がありますが、必ず事前に対象クラスへ説明を行います。

(2)実費徴収に係る補足給付制度について

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準ずる世帯(生活保護世帯等)また市町村民税所得割額が一定以下の世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用(実費徴収)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等です。(具体的な補助対象の有無は下記のとおりです。)また、手続きについては、年2回の申請が必要になります。実費徴収のうち、4月分から8月分までは9月末日(土・日・祝日の場合は前日)までに、9月分から翌年3月分までは、翌年4月の第3週目の金曜日(祝日の場合は前日)までに子育て推進課に、申請書及び利用している保育施設発行の領収書のコピーを提出してください。お振込みは申請いただいた月の翌月末頃となります。

《補助額》

教材費・行事費等

◇生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯の方

⇒一人当たり2,500円上限/月

◇市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の方(ひとり親世帯等は77,101円未満)

⇒一人当たり1,250円上限/月

(ただし、1/2が補助対象額)

《補助対象となるものの例》

制服、体操服、ノート、絵本、おむつ、かばん、シール帳・連絡帳、名札、ふとんリース代、絵具、カスタネット、卒業アルバム

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、英語レッスン料、延長保育料
その他、詳細については、ほいく課までお問合せください。

9. 支払方法

新規入園の方は、保育料振替口座と実費負担分振替口座をご準備ください。

在園の方は、実費負担分振替口座をご準備ください(保育料振替口座は従来通りです)。

実費負担分は毎月27日(金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日)に振替となります。振替が確認できなかった場合は、各自でお振込をお願いします。(振込手数料が発生しますのでご了承ください。)

入所施設	支払先			
	保育料	給食費	その他費用	延長保育料(※)
市立保育施設	芦屋市	芦屋市	芦屋市	芦屋市
私立保育園	芦屋市	保育施設	保育施設	芦屋市
私立認定こども園	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市
小規模保育事業所	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市

※19時までの延長保育料に限ります。

10, 1日の過ごし方

(1)1日の過ごし方

保育所での1日の過ごし方は、おおむね次の通りです。

7:00～	順次登所 室内・所外活動
9:00～	クラス別保育
11:30～	食事(乳児は11:00～)
12:30～	午睡
15:00～	おやつ 帰宅準備
16:00～	室内・戸外活動 順次降所
18:00～	延長保育
19:00	保育終了

※5歳児の午睡はありません

(2)年間行事

年間行事年間行事の予定は次の通りです。

行事計画		保健衛生計画
4月	入所進級式・クラス別懇談会・5歳児交流会	【全園児対象】 ・春期秋期内科健診(外科) ・春期秋期歯科健診
5月	子どもの日の集い・ゴルフ場遠足(4,5歳児)	
6月	親子運動あそび参観(1,2歳児)・保育参観(3,4,5歳児) 水あそび開始	【3～5歳児対象】 ・歯磨き指導 ・尿検査(プール前) ・秋期眼科 ・秋期耳鼻科 ・視力検査
7・8月	七夕・夏の集い	
10月	運動会(3,4,5歳児)・5歳児なかよし運動会(小学校区)	
12月	生活発表会(3,4,5歳児)・お楽しみ会	【身体測定】 ・毎月1週目
1月	新年の集い・5歳児交流・保育参観(3,4,5歳児) 育ちの集い(1,2歳児)・クラス懇談会	
2月	節分・給食交流(5歳児)	【身体測定】 ・毎月1週目
3月	ひな祭り・小学校ごっこ(5歳児)・修了式	
毎月	身体測定・誕生日会・避難訓練・安全点検 英語あそび(5歳児・第2水曜日)	
※年に1回程度バス遠足(4,5歳児)、年2回個人懇談。 ※年に数回程度、お弁当日があります。 ※5歳児は小学校体験交流、5歳児交流等が年数回あります。		

11, 給食等について

(2)各年齢の提供内容・摂取カロリー目安

	提供内容				1日の摂取 kcal の目安 (保育所での摂取 kcal)
	牛乳	給食		おやつ	
		主食	副食		
1歳児	○	○	○	○	950 kcal
2歳児	○	○	○	○	(475 kcal)
3歳児	○	○	○	○	1300 kcal (585 kcal)
4歳児	○	○	○	○	
5歳児	○	○	○	○	

給食の提供に当たって

ア 給食の内容について

年齢に応じた調理方法や量と食具により、安全で、衛生的な食事を提供しています。

離乳食については、家庭と連携をとり、一人ひとりの子どもに応じた食事の提供を心がけています。

イ 給食の個別対応について

食物アレルギーの対応については、「保育所におけるガイドライン」(厚労省)に沿って作成した「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき実施しています。

その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。ご相談の上、医師の診断書(芦屋市の様式あり)に基づく、「完全除去・完全解除」で行い、できる限り代替食を提供します。

(※給食の個別対応は、原則、食物アレルギー、食物不耐症、宗教上の理由による場合のみです。)

また、材料等の確認ができるように毎月の献立表に使用する食材を記入し、掲示しています。

ウ 食育について

食を通して文化を知るため、年に数回行事食を実施しています。

野菜の栽培活動・クッキング保育・教材・食材を使ってのさまざまな取り組みなどを通じて健康な生活の基となる「食育」に力を入れています。

また、毎月の献立表を配布していますので、給食内容の確認等にご利用ください。

12, 保護者に用意していただくもの

(1) 入所時にご用意いただくもの

- ・ 午睡用上下布団(1歳～4歳児)、バスタオル(1歳～4歳児)
- ・ 持参して頂く敷布団につきましては、3ヶ月毎(6月、9月、12月、3月末)に持ち帰り、日光消毒や洗濯をしてください。その他、おねしょ等で布団が汚れた場合もお持ち帰りをお願いします。
※布団リースをご利用の方は、バスタオル2枚のみご持参下さい。(希望者のみ)

(2) 毎日持参いただくもの

- ・ 連絡ノート(個人日誌)、エコバック(1～5歳児)、水筒(3・4・5歳児)、ハンカチ(4・5歳児)
- ※水筒や下着を忘れた時は、貸し出しをしています。新しいものを返却して頂く事になりますのでご注意ください。

(3) 服装等について

- ・ 自分で脱ぎ着できる身体に合った動きやすい服を着せてください。
- ・ 思い切り遊べるように汚れてもいいものを着せてください。
- ・ 靴は足にあったサイズで、脱いだり履いたりしやすい靴を履かせてください。
- ・ 繋ぎになっているもの、フードや紐がついている服はやめましょう。
- ・ 戸外で遊ぶ際は、頭部保護のために保育所指定の帽子をかぶりますので、ご持参ください。
- ・ 髪の毛をくくったりとめたりする時は、飾りのないゴムを使用してください。(怪我の原因になります) また、輪ゴム状のものは誤飲の原因になるのでやめてください。
- ・ 登所時に長靴を履いてくる場合は、運動靴を持参してください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・ 夏～秋(プールやシャワー期間)
水着、水泳帽、巻きタオル(3歳～5歳) フェイスタオル(1歳～5歳)
- ・ 秋～冬
かけ布団もしくはブランケット(1歳～4歳) 【その他別紙参照】

13, 登所・降所について

(1) 保育時間について

- ・一人ひとりの保育時間は決められていますので、登所・降所時間をお守り頂き、タイムカードの打刻を忘れないようにして下さい。
- ・遅くとも 9:30 までには登所してください。9:30 を過ぎる場合や休む場合は、8:30 までに Brain アプリから連絡をお願いします。また、病院を受診などされてからの登所は 11:00 までにお越してください。
- ・仕事をお休みされている日は、必ずその旨をお知らせください。また、連絡先やお迎え時間も明確にお伝えください。
- ・短時間保育の方は 16:30 以降、標準時間保育の方は 18:00 以降が延長保育時間となりますので、延長保育料金が発生します。遅れる場合は連絡をお願いします。
交通機関の遅延の場合も延長保育となります。天災の場合は免除とします。
- ・保育所は 19:00 までです。19:00 までのお迎えをお願いします。

(2) 送迎時の留意点について

- ・個々で決まっている保育時間を守りましょう。
- ・体調不良や怪我、予防接種等は登所時に必ず職員へ口頭でお知らせください。
- ・災害時や子どもが怪我した場合など、緊急で連絡する必要がある場合には、緊急連絡表の順番に従って電話をします。迅速に連絡するため、連絡先の変更については必ずお知らせください。
- ・旧精道こども園のコンクリート通路は、傾斜や段差になっていたりすべりやすくなっていたりしますので、十分ご注意ください。

(3) 迎えに来られる方について

(行き違い防止や子どもの安全の為、迎えに来られる方については以下のとおりとします)

- ・保護者証をお渡ししますので、送迎時は必ず見えるように身に付けて出入りしてください。
また、保護者証は行事でも使用します。紛失や他者に渡す行為はされないようにしてください。
- ・保護者証は退所、修了時に返却していただきます。
- ・原則として保護者又はこれに代わる方が、責任を持って決まった時間に送迎をしてください。
- ・お迎え時間、お迎えの方の変更は決まり次第、必ず保護者から電話で連絡してください。
(代わりの方からの電話は受け付けません。)

(4) 門扉の開錠について

- ・正門に電気錠を設置しています。ナンバーキーを押して出入りしてください。
※ナンバーについては年度初めにお知らせ致します。
- ・インターフォンは2つあります。時間帯によって操作するものが変わります。(操作表記あり)
- ・扉は大変重くなっておりますので開閉は必ず保護者の方が慌てず行って下さい。
- ・タイムカードの打刻も必ず保護者が行ってください。打刻ができていなかったり、時間が過ぎた場合は保育料に影響が出ますので、ご注意ください。

(5) おねがい

- ・送迎時の一時駐輪、一時駐車利用について

駐輪場は懇談会、参観の時のみご用意させていただきます。その他の行事に関しては駐輪場がありませんので、自転車で来られる場合は近隣の有料駐輪場をご利用ください。

旧精道こども園内には駐車場がありません。周辺も駐車禁止区域です。

車で送迎される場合は、臨時一時駐車場を2ヶ所準備しておりますので、そちらをご利用ください。

〈臨時一時駐車可能場所〉※長時間の駐車、行事の時(懇談会、参観含む)の駐車はご遠慮ください。

① 芦屋市役所のロータリー(6:45~19:15)

② 当保育所法人借り上げ駐車場1台

※ ただし、②につきましては、通学時間帯(7:30~9:00)は車両通行ができませんので、それ以外の時間帯でご利用下さい。(10 ページ参照)

※ 保育所専用駐車場ではありません。高齢者施設ご利用の方も使用します。

- ・ 臨時駐車場や駐輪場は、他の保護者の方々や地域の方々に迷惑にならないようにゆずり合ってご利用下さい。また、駐車場、駐輪場内でのトラブルは一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

車両通行禁止区域



- ・ 16歳未満の方の送迎は安全を考慮し、お受けできません。
- ・ バギーは、たたんで指定の場所に置いてください。

14, 保育所と保護者との連携について

- ・ 保育所からのお知らせやクラスの様子、活動の内容を、ホワイトボード、Brain アプリや連絡帳に記入し、保護者にお伝えします。毎日ご確認ください。
- ・ 保育所だより等を Brain アプリにて配信し、保育所の行事や取り組みをお知らせします。
- ・ 『保育所における感染症対策ガイドライン』等を参考に日々の子どもの健康状態の観察を行います。また、保健だよりや食育だよりを発行しますのでご覧ください。
- ・ 子どもの様子や課題、取り組みについて、年2回個人懇談と年2回クラス懇談を行います。
- ・ 保育所での生活や活動を見ていただくために、参観等を行います。
(参観日以外でも保育所での様子をご覧ください。ご希望の方は事前にご連絡ください。)

15, 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断について

内科(外科)健康診断	年 2 回(春・秋)
眼科健診(3～5 歳児)	年 1 回(秋)
耳鼻科健診(3～5歳児)	年 1 回(秋)
歯科健康診断	年 2 回(春・秋)
尿検査(3～5 歳児)	年 1 回(春)
視力検査(3 歳～5 歳児)	年 1 回(秋)
身体測定	毎月1回(身長・体重)

(2) 病気や体調を崩したときの対応

ア 保育所で体調を崩したときの対応

38.0 度以上の発熱や何度も嘔吐(おうと)・下痢をしているなど体調が思わしくない場合は、速やかに
お迎えにきていただくようにご連絡します。なお、熱性けいれん等急変を疑う場合は、速やかに救急要
請を行います。

登所の判断基準(参考:厚生労働省 保育所における感染症ガイドライン 2018 年改訂版)		
	登所可能	控えるのが望ましい
熱の時	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 38℃以上の発熱がなく安定している 	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 38℃以上の発熱又は解熱剤を使用している。 ・食欲がなく、元気がない ・朝食、水分がとれていない
嘔吐の時	<ul style="list-style-type: none"> ・水分摂取ができ、食欲がある ・24 時間以内に複数回の嘔吐がない ・感染症の恐れはないと診断された 	<ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐にともない、いつもより体温が高め ・食事や水分をとると嘔吐がある ・顔色がわるい、表情が乏しい
下痢の時	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に複数回の水様便がない ・食事や水分をとっても下痢がなく、普通便が出た ・感染症の恐れはないと診断された 	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に複数回の下痢がある ・朝、機嫌が悪く、元気がない ・排尿がない
咳の時	-	<ul style="list-style-type: none"> ・前日夜間、咳のために目覚める ・ゼイゼイ音やヒューヒュー音、呼吸困難がある ・少し動いただけで咳が出る
発疹の時	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹がある ・口内炎がひどく食事や水分が摂れない ・発疹が顔面等であり、患部を覆えない ・浸出液が多く、他児への感染の怖れがある ・かゆみが強く手で患部を掻いてしまう

イ 薬の預かりについて

薬の預かりは原則行っていません。

病気などで診察を受ける際は、主治医に保育所に通っていること、及び保育所では薬の預かりを行っていないことを伝え、相談してください。やむを得ず、保育所での薬の預かりが必要な場合は、医師の指示書(保育所指定用紙)が必要です。

医師の指示に基づき薬をお預かりする場合には、保護者は、1回分の薬に名前を記入し、指示書・与薬依頼書を添えて提出してください。与薬は、保健室で子どもの名前、薬、量、時間などを確認し行います。塗り薬においても同様です。

その他、薬の預かりについてのご相談は、所長又は保健担当職員までお願いします。

ウ 日本スポーツ振興センターの給付制度の加入について

入所と同時に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度に加入しています。

保育所における保育中(登所・降所を含む)の負傷、疾病(初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上(保険点数500点以上のものに限る)の診療に要した医療費の一部が給付されます。

(詳しくは「日本スポーツ振興センターのお知らせ」を配布しますのでご覧ください。)

(実費負担となります。)※別途、5ページの”スポーツ保険”もご参照ください。

保育所で「保育のほけん」にも加入しておりますので、ケースによってどちらかの保険で対応します。

エ 緊急時の対応について

保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を優先させ、保育所が対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

アナフィラキシーショックを起こす可能性のある子どもにつきましては、緊急搬送に備え、子どもの情報をあらかじめ消防署に伝えることをご了承ください。

オ 頭を強く打った時

必ず受診し、24時間は保護者の管理のもと様子を見てください。

カ 家庭で怪我、病気をした時、飲み薬、貼り薬(ホクナリンテープ、虫パッチ等)を使用している時は職員にお伝えください。

キ 家族に感染症の疑い症状(発熱を伴う頭痛や咳き込み・嘔吐・下痢・発疹等)がある場合は必ず保育所に知らせて頂き、ご用心ください。

16, 感染症対策について

(1) 登所意見書について

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活するため、感染症はすぐ広がります。感染症が疑われる場合は、必ず医療機関で診断を受けてください。感染症にかかった場合、保育所生活が可能かどうか主治医の指示に従ってください。また、感染症の種類によっては登所の際、医師の「登所意見書」(有料)が必要な場合があります。用紙は保育所にあります。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名		主な症状	登所のめやす
麻疹(はしか)		発熱・特有の発疹	解熱後 3 日を経過してから
風しん		発熱・赤い発疹 リンパ節の腫れ	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)		発熱・全身に 粟粒大の発疹	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		耳の下の腫れ	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核			医師により感染の恐れがないと認めるまで
アデノ ウイルス 感染症	咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎	主な症状が消え 2 日経過してから
	流行性角結膜炎	充血・まぶたの腫れ	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳		発熱・独特な咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、 O111 等)		無症状・激しい頭痛・ 下痢・血便	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎		眼の充血・目やに	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎			医師により感染の恐れがないと認めるまで

○保護者が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	主な症状	登所のめやす
インフルエンザ (季節性)	発熱・咳・頭痛・嘔吐・下痢	※発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで(※発症日を 0 日とする)
新型コロナウイルス 感染症	発熱・咳など咽頭炎 風邪と同じような症状	※発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 24 時間を経過するまで (※発症日を 0 日とする)

※登所意見書の提出がない場合は、保育できませんので必ずご用意ください。

○保育所児がよくかかる下記の感染症については、「登所のめやす」を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、治療をしてください。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

※下表については、登所意見書は必要ありませんが、医師に集団生活が可能であると診断されてからの登所になります。

病名	主な症状	登所のめやす
溶連菌感染症	扁桃炎、皮膚感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱・喉の痛み・全身倦怠感 咳は長く頑固であることが多い	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱、口腔・咽頭の水泡、 手・足の発疹	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
とびひ	紅斑、びらん、膿水泡	皮疹が乾燥しているか、湿潤部を覆っていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	嘔吐・吐き気・下痢・腹痛など 熱を伴うこともある	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	突然の発熱、咽頭の発疹、 水泡が特徴の夏カゼ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	咳、鼻汁などが続いた後、喘鳴、多呼吸、 陥没呼吸などの呼吸	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	疼くような痛みが伴い神経支配領域に 沿って疱疹が帯状に現れる	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	2～4 日の高熱で、解熱後全身発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性紅斑 (りんご病)	軽い風邪症状の後、頬に境界のはっきりした 紅い発疹が出る	全身状態が良いこと
アタマジラミ	頭髮に虫体や卵が付着する 吸血するとかゆみがでる	駆除を開始していること
※感染予防のため、下痢、嘔吐、血液で汚れた衣服は洗わずに袋に入れて、保護者に返却させていただきます。ご承知おき下さい。		

(2) 予防接種

集団でたくさんのお子さんをお預かりする保育所として、厚生労働省「感染症対策ガイドライン」に則り、予防接種をできる限り受けて頂くようお勧めしています(接種されるかどうかは、最終的には保護者の判断にお任せし、保育所として強制するものではありません。)なお、接種後の安静・副反応を考慮し、当日の朝に接種してからの登所はなるべく控えて下さい。

17、嘱託医(芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会からの推薦により委嘱しています。)

・内科⇒みむらクリニック(小児、皮膚科)

大原町 15-14 TEL(0797)32-5172

・眼科⇒いわみ眼科(眼科)

公光町 11-5-4 階 TEL(0797)35-0183

・耳鼻科⇒古川耳鼻咽喉科医院(耳鼻科)

大原町 5-1 TEL(0797)23-4187

・歯科⇒Les 芦屋デンタルクリニック

神戸市東灘区本庄町 2-8-36 TEL(078)891-8011

18, インクルーシブ教育・保育について

個別的配慮が必要な児童を保育所で受け入れ、他の児童との集団による保育(「インクルーシブ教育・保育」という。)を行うことにより、当該児童及び他の児童の健全な発達を促進するとともに、人格の形成に寄与し、児童の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

19, 地域交流、子育て支援について

保育所では、子ども達が色々な人との関わりをもつことを大切にするとともに、地域の子育て支援として、次の事を実施しています。

- ・ 市内の市立保育所・認定こども園・幼稚園・私立保育園との交流
- ・ 小学校との円滑な接続を目的に小学校との交流
- ・ 姉妹園との交流
- ・ 園内開放の実施(毎週木曜日午前 10 時～午前 11 時)
【その他】公園絵本読み聞かせ、親子リトミック、運動あそび(10 時～11 時の間)、育児相談

20, 保育の自己評価について

年に一度、保育者が自分の保育を振り返り、「保育の自己評価」を行ない、園全体で保育の質の向上をめざします。

21, 実習生の受け入れについて

次世代の育成を担う保育士の人材育成のため、実習生の受け入れを行っています。

22, 「トライやるウィーク」や「なかよし交流」の受け入れについて

「地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ、社会性を育てる。」
「中高生をはじめ、地域の方々に保育所や子どもへの理解を得る。」ことを目的にしています。

トライやるウィーク・・・市内の中学 2 年生を 5 日間保育所で受け入れています。

なかよし交流・・・県立芦屋高校の学生が年 2 回程度、職業体験として保育所で受け入れています。

23, 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火・救出、その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	所 長
消防計画届出年月日	令和 7年 3月 20日
避難訓練	火災訓練(年 7 回)、消火訓練(毎月)、地震訓練(年 3 回) 防災訓練(年 2 回)、水害訓練(年 1 回)、不審者訓練(年 2 回)
防災・防犯設備	県警ホットライン、モニター付きインターフォン、消火器、非常灯、火災報知器、非常持ち出しリュック、非常食、水の備蓄、ポータブル電源、防災ラジオ、湯沸かし用ポット等
避難先	・大津波警報発令 : 保育所2階もしくは Les 芦屋 ・火災 : Les 芦屋 ・水害 : 保育所 2 階もしくはLes芦屋
災害発生時の連絡方法	・「Brain アプリ」「伝言ダイヤル」での発信 →携帯電話、パソコンを媒体とした連絡用ツールです。 詳しくは別紙を配布します。 ・保育所門扉での掲示 →保育所の門扉に掲示します。ご確認ください。

災害発生時について	次ページ「災害発生時の取扱いについて」をご確認ください。
警報発令時について	次ページ「災害発生時の取扱いについて」をご確認ください。
子どもの引き渡しについて	「13, 登所・降所について (3)迎えに来られる方について」をご確認ください。

<避難経路>
令和7年度



令和8年度



<災害発生時の取扱いについて>

- ・ 開所や保育を継続する場合でも、特別警報の発令が見込まれる場合や、施設の損傷・交通機関のマヒにより安全な保育の実施が困難な場合は、閉所することがあります。
- ・ 災害・緊急時の保護者への連絡は、「Brain アプリ」「伝言ダイヤル」にて行います。
保護者から保育所への電話は、真に緊急の場合等のみとします。その場合でも状況により対応できないことがありますので、ご了承ください。

また、災害等により閉所した場合は、保育所を再開するための施設の安全確認等が必要となるため、再開時期等については保育所から「Brain アプリ」「伝言ダイヤル」にてお知らせします。

1 警報・特別警報発令時

芦屋市に警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

(特別警報とは重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、ただちに命を守る行動を取ることが気象庁から呼びかけられているものです。)

警 報	<p>開所します</p> <p>※通所中に危険なことが起こったり、<u>特別警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため</u>、当日在宅される場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。</p>
特 別 警 報	<p>●午前 7 時時点で発令中の場合</p> <p>閉所します</p> <p>○午前 10 時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開所します。 (保育所から「開所時間」をお知らせします。また、<u>給食はありませんので、お弁当をお持ちください。</u>)</p> <p>●午前 10 時時点で発令中の場合 1 日閉所となります。</p> <p>※ 翌日以降の開所については、特別警報が解除された場合でも、施設の安全確認等が必要となりますので、保育所から開所する時期等を連絡します。</p> <p>【保育中の場合】 閉所になりますのでお迎えをお願いします。 「閉所」・「安否について」をお知らせします。</p>

2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

<p>高齢者等避難指示 【警報レベル 3】</p>	<p>○対象地域の施設</p> <p>○対象地域以外の施設 開所します</p> <p>※ 開所はしますが、開所前に発令された場合は家庭保育、保育中の場合はお迎えのご協力をお願いします。</p>
<p>避難指示 【警報レベル 4】</p>	<p>●対象地域の施設 閉所します</p> <p>※ 保育所から「閉所」・「安否について」・「避難の有無」・「お迎えについて」等をお知らせします。</p> <p>※ 翌日以降の開所については保育所からお知らせします。</p>

3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下記の地震が発生した場合は以下のとおりです。

<p>震度 4 以下</p>	<p>○ 開所します</p>
<p>震度 5 弱</p>	<p>開所します</p> <p>※ 保育中の場合、保育所からの「安否について」お知らせします。</p> <p>※ 施設の状態、交通機関のマヒ等により、閉所となる可能性があることをご了承ください。</p> <p>※ 通所中に危険なことが起こったり、<u>特別警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため</u>、当日在宅される場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。</p>
<p>震度 5 強以上</p>	<p>閉所します</p> <p>※保育中の場合、閉所になりますのでお迎えをお願いします。 保育所から「閉所」「安否について」お知らせします。避難する場合は「Brain アプリ」「伝言ダイヤル」及び「正門での掲示」により連絡する予定です。</p> <p>※ 翌日以降の開所については保育所からお知らせします。</p>

4 津波に関する情報発令時

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

津波注意報発令	開所します
津波注意報発令 大津波警報発令	閉所します ※保育中の場合、指定避難所へ避難します。 保育所から「開所」・「安否について」・「避難の有無」等をお知らせします。 翌日以降の開所については保育所からお知らせします。

5 風水害に関する情報発令時

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

風水害注意報発令	開所します ※ お知らせとご協力のお願いを掲示します。
風水害 警戒レベル4 発令	閉所します ※ 保育中の場合、保育所の2階へ避難します。 河川の状況モニターを確認し、建物に害を及ぼすと判断した場合は年齢の低い子どもからLes芦屋2階以上へ避難します。 ※ 保育所から「閉所」・「安否について」・「避難の有無」等をお知らせします。 ※ 翌日以降の開所については保育所からお知らせします。

6 台風に関する情報発令時

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

台風接近情報	開所します ※ お知らせとご協力のお願いを掲示します。 ※ ご家庭での保育が可能な方は、安全の為に家庭保育のご協力をお願いします。
警戒レベル3 (浸水)	開所します (速やかに迎えに来てください) ※ 建物の状態を確認し、保育所の2階へ避難します。 建物の安全確保が困難な場合は年齢の低い子どもからLes芦屋2階以上へ避難します。
警戒レベル4以上	閉所します (建物の安全確保が困難な場合も含む) ※ 保育所から「閉所」・「安否について」・「避難の有無」等をお知らせします。 ※ 翌日以降の開所については保育所からお知らせします。

※上記の対応が基本となりますが、災害の状況により、所長の判断で閉所する事がありますのでご理解ください。

※速やかにお迎えに来て頂きますが、外出が危険と判断した場合は、避難場所に親子で留まって頂く場合がありますので、ご了承ください。

24, 賠償責任保険の加入状況

全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」に加入しています。

保 険 の 種 類	園児団体傷害保険 園賠償責任保険
保 険 の 内 容	疾病・障害・死亡・怪我

25, 虐待防止のための措置

本所では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止に関する必要体制を整備します。
- ・「打出保育所 虐待対応マニュアル」を活用し、職員に対する周知啓発を行ないます。
- ・職員による子どもに対する虐待の行為を禁止します。
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、虐待の早期発見、通告等を行ないます。

26, 個人情報保護について

- ・緊急時には関係機関(病院・保健所・警察など)へ、所児名、生年月日、保護者氏名、住所、電話番号を知らせます。
 - ・緊急時に医療機関を受診する場合、保護者の同伴が困難な時は、看護師または所長が指示した職員が引率し医療機関を受診します。また、緊急処置にあたり、治療内容や検査の結果の説明を必要な範囲内で所長等が受けることがあります。
 - ・保育所だよりに、子どもが描いた絵や遊びの様子の写真を載せることがあります。
 - ・保育活動に必要な写真撮影をしたり、社会福祉法人千種会打出保育所のホームページに写真を掲載したりすることがあります。
 - ・保育活動に必要な名前、マーク、写真をクラスに掲示することがあります。
- ◎保護者の方が所内行事等に関する写真や映像を SNS 等へ使用することを禁止します。
- ・職員研修などで使用することがあります。
 - ・関係機関(転所幼稚園、保育所等含む)に健康診断や子どもの育ちなどを提供することがあります。その際は保護者の方にお知らせします。
 - ・修了児を小学校へ送り出すにあたり、子どもたちの育ちを連続して引き継いでいくための資料を小学校に送ります。

27, 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のため、他の保育所、医療機関、療育機関及び保健センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

28, ビデオと写真の取り扱いについて

保育所では、個人情報保護と保育指導上の観点から、写真・ビデオ・携帯電話・スマートフォンによる写真・動画等(以下「写真等」という。)の撮影は、以下のとおりの取り扱いとしております。

- ・親子運動遊び、生活発表会、修了式についての写真撮影は業者の方が行います。ご家庭での動画/写真撮影につきましては、行事の進行や撮影に支障がでないようにしてください。
 - ・参観時の撮影はご遠慮ください
- また、保育所で撮影した動画/写真等につきましては、他の子ども等が映っている場合がありますので、その利用については十分ご注意ください。(18 頁 26 項目の◎を参照)
- ・インクルーシブ教育職員研修で撮影した写真等については、子ども等が映っている場合もありますので、ご了承ください。(使用する写真について個人の許可は頂きます。)

29, 苦情相談窓口

子育て支援について保護者の皆様と保育所職員の両者が自由に話し合えることが大切です。当保育所では、相談・苦情解決責任者を下記の者としております。お気づきのこと、改善してほしいことなどありましたら、相談・苦情受付担当者又は保育所職員まで遠慮なくお申し出ください。

相談責任者	所 長
相談受付担当者	副 所 長 又 は 主 任

◆苦情解決に関する第三者委員を置いています。

福祉施設全般において福祉に対する利用者の満足度を高めることや、利用者個人の権利を擁護するとともに利用者が適切な福祉施設を利用できるように支援する目的で第三者委員の設置が法律で明記されています。

- ① 保育所に対しての苦情は担当者が随時受け付けます。「要望」「意見」「相談」などもご遠慮なくお申し出くださるようお願いします
- ② 責任者である所長は申し出いただいた保護者と話し合い、解決に努めます。
- ③ 話し合いで適切に解決できないときや満足できないときは、第三者委員に立ち合いを求め再度、話し合い解決に努めます。

苦 情 解 決 責 任 者	所 長	0797-22-5725	
苦 情 受 付 担 当 者	副 所 長 又 は 主 任		
第 三 者 委 員	かけはし法律事務所	青 木 良 和	078-361-9494
	おおぎ駅前診療所	河 野 圭 太	078-453-7700

30, その他お願い

持ち物について

- ・ 連絡帳や個人日誌にはシール貼りやらくがきなどをせず大切に扱うようお願いします。
また、プライバシーに関わる内容も書かれていますので荷物の取り間違いのないようご協力お願いします。
- ・ 家庭から玩具・絵本・食べ物等必要のないものは持ってこないでください。
- ・ 布団とシーツは二つ折りにしたときにはっきりとわかるように、右端に名前タグをつけてください。
- ・ すべての持ち物に名前を書いてください。誰のものか分からない場合は打刻機台に置きますが、2週間以上経っても持ち主が分からない場合は、処分いたします。ご了承ください。

その他

- ・ 令和7年度より建替え工事が始まります。施設改修にかかる期間は1年の予定です。その間旧精道こども園に移転し、令和8年度より、新園舎にて“認定こども園”となり保育を行います。
- ・ ひっかき傷の原因になりますので、爪はこまめに切ってください。登所持に爪が伸びていた場合、その場で切って頂く事もあります。
- ・ 住所・勤務先・勤務時間・保育時間・家族構成・緊急連絡先等の変更や、退所する事情が起きた場合はすぐに保育所にお知らせください。その後「在職証明書」や「変更等願」の提出をお願いします。
- ・ 毎年7月頃に入所中の子どもに対する保育の必要性を確認するため、父母等の就労実態調査を行っていますのでご協力をお願いします。
- ・ 土曜保育の希望は、毎週木曜朝までにお知らせください。お預かりする子どもがいない場合、13時30分以降、随時閉所します。

以 上